

覚 書

葉山町（以下「甲」という。）と葉山町ゲートボール協会（以下「乙」という。）との間に土地の賃貸借について、次のとおり覚書を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件（以下「本物件」という。）は、次のとおりとする。

所在	地番	区分	地目	地積
三浦郡葉山町長柄字大山	832 番 1	土地	雑種地	1,755.85 m ² のうち 1,016.92 m ² （フェンス内）
	833 番 1			
	834 番			
	835 番 1			
	835 番 2			

（使用目的等）

第2条 乙は、本物件をゲートボール競技に使用するものとし、本物件の使用権を他に譲渡又は転貸しないものとする。

（有効期間）

第3条 覚書の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（貸付料）

第4条 前条の有効期間中、本物件の貸付料は、1時間あたり300円とする。

（使用計画書）

第5条 乙は、月間使用計画書を使用する月の前月末日までに甲に提出するものとする。

（使用報告）

第6条 乙は、本物件の使用後、使用した月の翌月10日までに、甲に使用の実績を報告しなければならない。

（貸付料の支払）

第7条 甲は、乙から使用実績が報告されたときは、速やかに納付書を乙へ送付するものとする。

2 乙は、甲が発行した納付書により、甲が指定する期日までに甲が指定する金融機関に支払わなければならない。

（物件の管理）

第8条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、本物件の原状を変更しようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

(鍵の貸与)

第9条 乙が本物件を使用するときの出入口の施錠は、乙が行うものとする。

2 本物件の出入口を施錠するための鍵は、第3条に規定する有効期間内において、甲が乙に貸与するものとする。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

第10条 乙は本物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、乙の責任において損害の発生を防止し、万一第三者に損害を与えたときは、乙の負担において賠償しなければならない。

(物件の解除等)

第11条 甲は、次の各号に該当するときは、この覚書を解除することができる。

(1) 乙がこの覚書に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲が本物件を公用又は公共の用に供する必要があるとき。

2 甲が本物件を一時的に公用又は公共の用に供する必要があるときは、乙は、本物件を使用することはできない。

3 乙以外の者が本物件の使用を希望している場合は、乙以外の者の使用を優先し、乙は、本物件を使用しないものとする。

(物件の返還)

第12条 乙は、前条第1項の規定により覚書を解除されたとき又は覚書の有効期間が満了したときは、甲の指示に従い本物件を原状に復して甲に返還するものとする。

(協議)

第13条 この覚書に関し、疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年3月29日

(甲) 三浦郡葉山町堀内2135番地

葉山町長 山梨 崇仁



(乙) 三浦郡葉山町堀内612番地

葉山町ゲートボール協会 会長 佐藤 芳巳

